

掛川市告示46号

掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱（平成17年掛川市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月9日

掛川市長 松井三郎

第26条第3項第1号中「310円」を「320円」に、同項第2号中「410円」を「420円」に改める。

別表第1（第4条関係）中

「

桜木生きがいデイサービスセンター	掛川市下垂木1284番地の1
東部生きがいデイサービスセンター	掛川市藺ヶ谷881番地の1

」

を

「

桜木生きがいデイサービスセンター	掛川市下垂木1284番地の1
和田岡生きがいデイサービスセンター	掛川市吉岡1941番地の1
東部生きがいデイサービスセンター	掛川市藺ヶ谷881番地の1

」

に、

「

下土方生きがいデイサービスセンター	掛川市下土方3584番地の1
-------------------	----------------

」

を

「

下土方生きがいデイサービスセンター	掛川市下土方3584番地の1 掛川市川久保437番地の14
-------------------	----------------------------------

」

に、

「

千浜西生きがいデイサービスセンター	掛川市千浜4002番地
-------------------	-------------

」

を

「

千浜生きがいデイサービスセンター	掛川市千浜4002番地
------------------	-------------

」

に、

「

横須賀生きがいデイサービスセンター	掛川市西大渕150番地
山崎生きがいデイサービスセンター	掛川市山崎1510番地
大渕生きがいデイサービスセンター	掛川市大渕6881番地の2

」

を

「

横須賀生きがいデイサービスセンター	掛川市西大渕150番地
大渕生きがいデイサービスセンター	掛川市大渕6881番地の2

」

に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱の規定は、施行日以後の配食サービス事業に係る利用料から適用し、施行日以前の配食サービス事業に係る利用料については、なお従前の例による。